

規制改革・民間開放推進会議
農業・土地住宅WG提出資料
(担い手への直接支払制度について)

平成17年10月28日

農林水産省経営局

経営所得安定対策等大綱（抜粋）

1. 品目横断的経営安定対策

1 趣旨

我が国農業の構造改革を加速化するとともに、WTOにおける国際規律の強化にも対応し得るよう、現在、品目別に講じられている経営安定対策を見直し、施策の対象となる担い手を明確化した上で、その経営の安定を図る対策に転換する。

具体的には、複数作物の組合せによる営農が行われている水田作及び畑作について、品目別ではなく、担い手の経営全体に着目し、市場で顕在化している諸外国との生産条件の格差を是正するための対策となる直接支払を導入するとともに、販売収入の変動が経営に及ぼす影響が大きい場合にその影響を緩和するための対策を実施する。

2 仕組み

(1) 諸外国との生産条件格差の是正のための対策

① 加入対象者

担い手への施策の集中化・重点化を図る観点から、加入対象者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

- ・ 認定農業者、特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件^(注1)を満たす組織であること

(注1)「特定農業団体と同様の要件」とは、特定農業団体が満たすこととされている以下の要件とする。

ア) 地域の農用地の2/3以上の利用の集積を目標とすること

イ) 組織の規約を作成すること

ウ) 組織の経理を一括して行うこと

エ) 中心となる者の農業所得の目標を定めること

オ) 農業生産法人化計画を有すること

このうち、アの2/3については、経過措置として、当分の間、地域の生産調整面積の過半を受託する組織に限り、1/2とする。

- ・ 一定規模以上の水田又は畑作経営を行っているものであること

「一定規模」とは、

ア) 認定農業者にあつては、北海道で10ha、都府県で4ha

イ) 特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織にあつては、20ha

とし^(注2)、制度開始後は、構造改革の進捗状況を定期的に点検し、その結果を踏まえ、望ましい農業構造の実現に向けた見直しを行うものとする。

ただし、この規模については、都道府県知事からの申請に基づき国が別途基準を設けることができる。

具体的には、

- ア) 物理的制約から規模拡大が困難な地域に限定し、基本原則の概ね8割の範囲内（中山間地域にあっては、特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織については5割の範囲内）で緩和可能とする。
- イ) 地域の生産調整面積の過半を受託する組織に限り、20ha×生産調整率（7haを下限）の範囲内（中山間地域にあっては、20ha×生産調整率×5/8（4haを下限）の範囲内）で緩和可能とする。
- ウ) 対象品目を経営上の重要な構成要因としつつ、有機栽培、複合経営等により相当水準の所得を確保している経営^(注3)については、事情に応じて個別に認定する。

なお、上記の要件により難しい特別な事情がある場合においては、都道府県知事は、その経営を施策の対象としなければならない合理的な理由を付して、対象者とすることを要請することができることとする。（都道府県知事からの要請内容については公表）

（注2）面積は、対象者が権原を有する農地基本台帳の現況地目「田」と「畑」の面積の合計（特定農業団体又は特定農業団体と同様の要件を満たす組織にあっては、組織の構成員が権原を有する「田」と「畑」の面積の合計（一元経理の対象外的面積を除く））とする。また、主な基幹作業（水稻においては基幹3作業以上）を受託し、収穫物についての販売名義を有し、販売収入の処分権を有している面積も含む。

（注3）市町村基本構想の目標所得水準の過半の農業所得を確保するとともに、対象品目（米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ）の収入、所得または経営規模が当該農業経営の農業収入、所得または経営規模の概ね1/3以上である場合。

- ・ 対象農地を農地として利用し、かつ、国が定める環境規範を遵守するものであること

② 対象品目

麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょとする。

③ 具体的内容

②の対象品目について、市場で顕在化している諸外国との生産条件格差を是正するため、担い手の生産コストと販売収入の差額^(注4)に着目して、各経営体の過去の生産実績（現行対策における支援対象数量を面積に換算）に基づく支払い^(注5・6)と各年の生産量・品質に基づく支払いを行う。

（注4）主産地の一定規模以上の農家の全算入生産費と平均販売収入額との差額を措置

（参考）直近の数値を基にした現時点での試算値（平均的単収の場合）

※ この単価は、現時点の生産費等に基づく試算値であり、施策導入時の単価は、来年秋に直近の生産費及び平均的な販売収入等に基づき算定した上で、改めて決定するため、この試算値とは異なる。

小 麦 40, 200円/10a (6, 400円/60kg)

大 豆 30, 200円/10a (8, 840円/60kg)

てん菜 42, 800円/10a (7, 660円/トン)

でん粉原料用ばれいしょ 53, 300円/10a (12, 400円/トン)

※ ()内の数値は、単価の試算に用いた平均的単収で数量ベースに換算した場合

(注5) 単価は地域ごとの単収の違いを反映し、地域別に設定する。

(注6) 施策導入時まで又は導入後において、対象者の規模が拡大(縮小)した場合及び対象者となる集落営農組織が育成された場合には、規模拡大(縮小)や組織化の状況に応じて「過去の生産実績に基づく支払」の交付額を修正するものとする。

(2) 収入の変動による影響の緩和のための対策

① 加入対象者

(1) と同じとする。

② 対象品目

米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょとする。

③ 具体的内容

②の対象品目ごとの当該年の収入^(注7)と、基準期間(過去5年中の最高年と最低年を除いた3年)の平均収入^(注7)との差額を経営体ごとに合算・相殺し、その減収額の9割について、積立金の範囲内で補てんする(農業災害補償制度による補償との重複を排除する)。

積立金^(注8)は、政府3:生産者1の割合で、拠出する。

(注7) 都道府県ごとに捉えるものとする。

(注8) 対象品目ごとの基準期間の平均収入の10%の減収に対応しうる額とする。

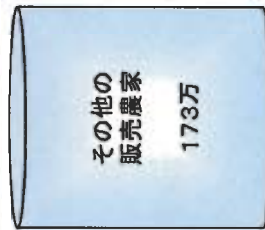
3 計上先

品目別の各種財源を一括経理するため、本対策に関連する食糧管理特別会計と農業経営基盤強化措置特別会計の統合を検討する。

農業構造の展望(平成27年)

平成16年

総農家 293万

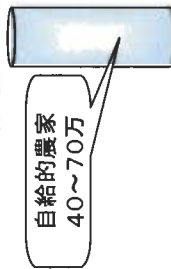
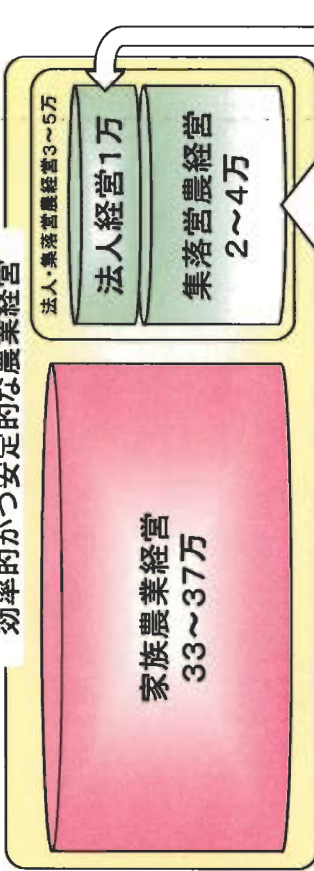


土地持ち非農家
116万*

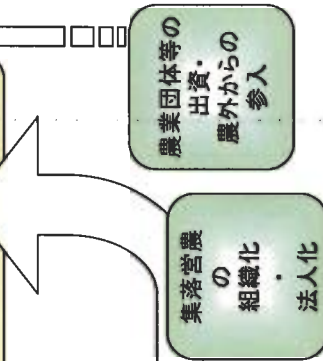
平成27年

総農家 210~250万

効率的かつ安定的な農業経営



土地持ち非農家
150~180万



効率的かつ安定的な農業経営へ
農地の大部分を委ねて、
・他産業従事に専念
・生きがい農業

(注) *平成16年の土地持ち非農家数については、7年から12年にかけてのすう勢を基にした推計値である。

法人経営 : 一戸一法人や集落営農の法人化によるものを除く。
集落営農経営 : 経営主体としての実体を有するもの。法人化したものを含む。

(注) 効率的かつ安定的な家族農業経営及び法人経営に農地利用の6割程度が集積され、このほか効率的かつ安定的な集落営農経営により経営される農地を併せ、これら「効率的かつ安定的な農業経営」が経営する農地が7~8割程度になると見込まれる。